

後見制度において利用する信託

—ご本人の財産の適切な管理・利用のために—

平成24年2月から、後見制度支援信託の仕組みに沿った信託商品が複数の金融機関から提供されました。ここでは、後見制度支援信託を利用する場合の手続などについて紹介します。

後見制度支援信託とはどのようなものですか。

後見制度支援信託は、ご本人※1の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として親族後見人※2が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みのことです。

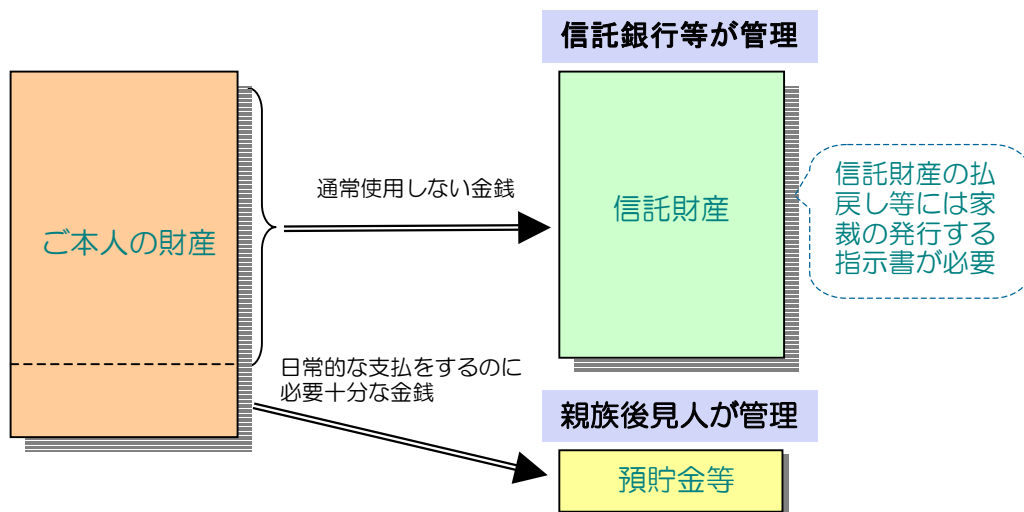
後見制度支援信託を利用すると、信託財産を払い戻したり、信託契約を解約したりするには、あらかじめ家庭裁判所が発行する指示書が必要となります。

このように、後見制度支援信託は、ご本人の財産の適切な管理・利用のための方法の一つです。

※1 後見制度による支援を受ける方のことを言い、未成年者も含まれます。

※2 便宜上、ご親族で後見人となった方を親族後見人、弁護士、司法書士等の専門職で後見人となった方を専門職後見人とそれぞれ呼びます。

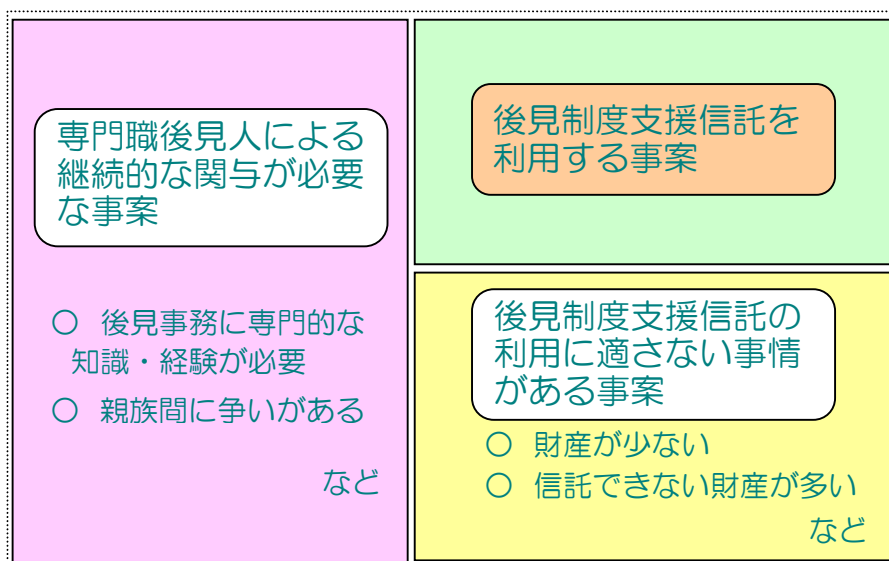
< 後見制度支援信託の仕組み（イメージ） >



どのような場合に後見制度支援信託を利用するのですか。

後見開始事件又は未成年後見人選任事件のうち、次のとおり、専門職後見人による継続的な関与が必要な事案や、後見制度支援信託の利用に適さない事情がある事案を除いた事案について利用することになります。

< 事案の分類（イメージ） >



後見制度支援信託を利用する場合の手続の流れはどのようになりますか。

一般的な手続の流れは次のとおりです。

家庭裁判所

後見開始(又は未成年後見人選任)の申立て

審理

家庭裁判所は、後見を開始(又は未成年後見人を選任)するかどうかを審理するとともに、誰を後見人を選任するか、後見制度支援信託の利用を検討すべきかなどを審理します。

審判

家庭裁判所は、後見制度支援信託の利用を検討すべきと判断した場合には、原則として弁護士、司法書士等の専門職を後見人を選任します。

専門職後見人

後見制度支援信託の利用の適否についての検討

専門職後見人は、ご本人の生活状況や財産状況を踏まえて、後見制度支援信託の利用に適しているか検討します。

家裁に信託契約締結に関する報告書を提出

専門職後見人は、後見制度支援信託の利用に適していると判断した場合には、利用する信託銀行等、信託する財産の額などを設定し、家庭裁判所に信託契約締結に関する報告書等を提出します。

一方、後見制度支援信託の利用に適さないと判断した場合には、その理由を記載した報告書を家庭裁判所に提出します。

信託契約締結

家庭裁判所は、報告書の内容を確認し、後見制度支援信託の利用に適していると判断した場合、専門職後見人に指示書を発行します。その後、専門職後見人は、利用する信託銀行等に指示書謄本等を提出し、信託契約を締結します。

専門職後見人の辞任・親族後見人への財産の引継ぎ

信託契約締結後、関与の必要がなくなれば、専門職後見人は辞任します。辞任後、専門職後見人から、親族後見人に対し、専門職後見人が管理していた財産の引継ぎが行われます。

後見制度支援信託について詳しく知りたい方は…

- 裁判所リーフレット「後見制度において利用する信託の概要」
(<http://www.courts.go.jp/about/pamphlet/>)
- 一般社団法人信託協会リーフレット
「後見制度をバックアップ・後見制度支援信託」
(http://www.shintaku-kyokai.or.jp/data/pdf/data04_01leafkouken.pdf)

成年後見制度について詳しく知りたい方は…

- 裁判所パンフレット「成年後見制度ー詳しく知っていただくためにー」
(<http://www.courts.go.jp/about/pamphlet/>)

をそれぞれ参照してください。



かーくん